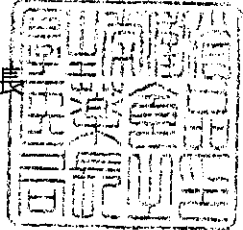


薬食発第1104001号

平成16年11月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成16年11月4日厚生労働省告示第393号により化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 改正の趣旨

薬事法第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第3の2を改正し、新たに、防腐剤として、メチルイソチアゾリノン、粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの及び粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないものにおいて100g中の最大配合量として0.01gまで配合できることとしたこと。

○厚生労働省告示第三百九十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

別表第3の2の表中「ピリチオン亜鉛」を「ピリチオン亜鉛」に改める。

ピリチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
メチルピリチオン亜鉛	0.01	0.01	0.010	0.010	0.010

に改める。